第十八条の十五の九に次の二項を加える。

5　第十八条の十三の五第六項及び第七項の規定は、法第三十七条の十四第四十二項又は第四十三項ただし書の規定により交付された非課税口座年間取引報告書に記載がされた第二項第十二号ロに掲げる事項に係る第十八条の十第二項において準用する第十八条の九第二項の記載について準用する。

6　第十八条の十三の五第十項及び第十一項の規定は、施行令第二十五条の十三の七第四項において準用する施行令第二十五条の十の十第三項の規定により法第三十七条の十四第四十三項の金融商品取引業者等が同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の承諾を得る場合について準用する。

第十八条の十五の十第二項第一号中「第十八条の十五の三第二十一項各号」を「第十八条の十五の三第二十六項各号」に、「第二十五条の十三第三十三項」を「第二十五条の十三第四十四項」に改め、同項第三号中「第九条の八各号」を「第九条の八第一項各号」に改め、同条第十七項第一号中「第二十五条の十三第三十三項」を「第二十五条の十三第四十四項」に改め、同条第二十五項中「第十四項から第十六項まで、第二十項、第二十一項、第二十二項（第二号に限る。）、第二十九項、第四十項及び第四十一項」を「第十九項から第二十一項まで、第二十五項から第二十七項まで、第三十四項、第四十五項及び第四十六項」に、「第三十三項から第三十五項まで、第三十八項及び第四十項から第四十三項まで」を「第四十四項から第四十六項まで」に改め、同項の表第十八条の十五の三第十四項の項中「第十八条の十五の三第十九項」に、「第二十二項第二号」を「第二十七項」に改め、同表第十八条の十五の三第二十一項の項中「第十八条の十五の三第二十一項」を「第十八条の十五の三第二十六項」に、「第三十七条の十四第八項」を「第三十七条の十四第十四項」に改め、同表第十八条の十五の三第二十九項の項中「第十八条の十五の三第二十四項」を「第十八条の十五の三第二十九項」に、「第三十七条の十四第二十一項第一号」を「第三十七条の十四第二十七項第一号」に、「第三十七条の十四第二十一項に」を「第三十七条の十四第二十七項に」に、「第三十七条の十四第二十六項」に、「第十一項第二号」を「第十二項第二号」に改め、同表第十八条の十五の三第四十項及び第四十一項の項中「第十八条の十五の三第四十五項」を「第十八条の十五の三第四十六項」に、「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改め、同表第十八条の十五の四第五項の項中「前条第十一項第二号」を「前条第十二項第二号」に改め、同表第十八条の十五の五の項中「第十八条の十五の三第十一項第二号」を「第十八条の十五の三第十二項第二号」に改め、同表第十八条の十五の八第一項の項中「第二十五条の十三第十七項第二号（同条第二十四項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定により提出する書類」を「第二十五条の十三第三十一項に規定する書面、特定累積投資上場株式等移管等依頼書、特定課税未成年者口座払出依頼書」に、「書類又は通知書」を「書面、通知書」に改め、「又は書類」を削り、同表第十八条の十五の八第二項の項中「第三十七条の十四第六項、第十五項、第十八項若しくは第二十八項」を「第三十七条の十四第十二項、第二十一項、第二十四項、第二十六項若しくは第三十四項」に改め、同表第十八条の十五の八第三項の項中「第二十五条の十三第十七項第二号の規定により提出する書類」を「第二十五条の十三第三十一項に規定する書面、特定累積投資上場株式等移管等依頼書、特定課税未成年者口座払出依頼書」を「未成年者口座非課税口座開設届出書」に、「特定累積投資上場株式等移管等依頼書」を「特定課税未成年者口座払出依頼書」に改め、同表第十八条の十五の八第四項の項中「第十八条の十五の五の項中「第十八条の十五の三第十一項第二号」を「第十八条の十五の三第十二項第二号」に改め、同表第十八条の十五の八第一項の項中「第二十五条の十三第十七項第二号（同条第二十四項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定により提出する書類」を「第二十五条の十三第三十一項に規定する書面、特定累積投資上場株式等移管等依頼書、特定課税未成年者口座払出依頼書」に、「書類又は通知書」を「書面、通知書」に改め、「又は書類」を削り、同表第十八条の十五の八第二項の項中「第三十七条の十四第六項、第十五項、第十八項若しくは第二十八項」を「第三十七条の十四第十二項、第二十一項、第二十四項、第二十六項若しくは第三十四項」に改め、同表第十八条の十五の八第三項の項中「第二十五条の十三第十七項第二号の規定により提出する書類」を「第二十五条の十三第三十一項に規定する書面、特定累積投資上場株式等移管等依頼書、特定課税未成年者口座払出依頼書」に改め、同表第十八条の十五の八第四項の項中「未成年者口座非課税口座開設届出書」の下に「、特定累積投資上場株式等移管等依頼書、特定課税未成年者口座払出依頼書」を加える。

第十八条の十六を削り、第十八条の十七を第十八条の十六とし、同条の次に次の二条を加える。

第十八条の十七　施行令第二十五条の十五の二第二項の規定により確定申告書に添付すべき同項の明細書は、法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得のそれぞれについて作成するものとし、当該明細書には、次の各号に掲げる所得の区分に応じ当該各号に定める項目別の金額その他参考となるべき事項を記載しなければならない。

一　事業所得又は雑所得　次に掲げる項目

イ　総収入金額については、特定暗号資産（法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産をいう。以下この項及び同号ニ並びに次条第一項において同じ。）による収入金額

ロ　必要経費については、特定暗号資産の取得価額、特定暗号資産の譲渡のために要した委託手数料、管理費及びその他の経費の別

二　譲渡所得　次に掲げる項目

イ　総収入金額については、特定暗号資産の譲渡による収入金額

ロ　取得費及び譲渡に要した費用については、特定暗号資産の取得費、特定暗号資産の譲渡のために要した委託手数料及びその他の経費の別

2　法第三十八条の二第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第四十六条第二号の規定の適用については、同号中「の総所得金額」とあるのは「の総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額、同項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額」とする。

3　法第三十八条の二第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十八条の二第四項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下この号及び第三号において「対象者」という。）の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所）及び個人番号（個人番号を有しない対象者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所））

二　暗号資産取引業者（法第三十八条の二第四項の暗号資産取引業者をいう。以下この号及び次号ハにおいて同じ。）の名称、本店又は同項に規定する営業所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない暗号資産取引業者にあつては、名称及び本店又は同項に規定する営業所の所在地）

三　その年において対象者との間で行つた特定暗号資産についての行為（法第三十八条の二第四項に規定する行為をいう。ホにおいて同じ。）に係る当該特定暗号資産の種類ごとの次に掲げる事項

イ　特定暗号資産の名称

ロ　その年の一月一日及び十二月三十一日において対象者のために管理をしている特定暗号資産の総数量

ハ　その年において対象者が行つた特定暗号資産の取得（暗号資産取引業者への買付けの委託による取得又は暗号資産取引業者からの取得に限る。）の対価の額の合計額及び当該取得をした特定暗号資産の総数量

ニ　その年において対象者が行つた特定暗号資産の譲渡の対価の額の合計額及び当該譲渡をした特定暗号資産の総数量

ホ　その年において対象者との間で行つた特定暗号資産についての行為に係る手数料その他当該行為のために要した費用の額の合計額

四　その他参考となるべき事項